

入間市税条例等改正要旨

〔個人市民税〕

<【第2条、3条関係】入間市税条例第24条、第36条の3の2、第36条の3の3>

◆ 子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置

- 事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を個人市民税の非課税措置の対象に加えるものです。

[令和3年1月1日施行]

- 給与所得者が給与支払者、公的年金等受給者が公的年金等支払者にそれぞれ提出する扶養親族申告書また、個人市民税の賦課決定を行うための市民税申告書等に、児童扶養手当の支給を受けているひとり親に該当する旨の記載事項を追加規定するものです。

[令和2年1月1日施行]

<【第2条関係】入間市税条例第36条の2、第36条の4>

◆ 市民税申告書記載事項の簡素化

- 前年の支払いを受けた給与で、年末調整の適用を受けた給与所得者が市民税申告を行う場合に、所得控除に関する事項については、合計額の記載のみで内訳の記載を省略することができるものです。

[令和2年1月1日施行]

〔法人市民税〕

<【第5条関係】入間市税条例等の一部を改正する条例第1条>

◆ 大法人に対する法人市民税の電子申告の提出義務化における所要の措置

- 大法人（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等）の法人市民税の電子申告に係る申告書の添付書類について、光ディスク等による提出を可能とするものです。

また、電気通信回線の故障や災害等の理由により電子申告が困難な場合において、市長の承認を得ることで申告書等の書面による提出を可能とするものです。この書面による提出が国税において承認された法人等については、市長の承認があったものと見なすものです。

[令和2年4月1日施行]

[固定資産税]

<【第1条関係】入間市税条例附則第10条の3第5項>

- ◆ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に対する固定資産税の減額を受けるための申告について規定の追加

○ 地方税法附則第15条の8第4項の法規定の新設に合わせて、高規格堤防整備事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋に対する固定資産税の減額を受けようとする者が、提出する申告書の記載事項及び添付書類について規定するものです。

[公布の日施行]

[軽自動車税]

<【第2条関係】入間市税条例附則第15条の2の2、第15条の6>

- ◆ 軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減

○ 消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に限り、環境性能割の税率を1%分軽減するものです。

【軽自動車税環境性能割の適用条件及び税率】

区分		税率	臨時的軽減
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車		非課税	非課税
ガソリン車	2020年度燃費基準+10%達成車		
ハイブリッド車	2020年度燃費基準達成車	1. 0 %	非課税
LPG車	2015年度燃費基準+10%達成車		
	上記以外	2. 0 %	1. 0 %

※天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準から

NOx 10%低減達成車に限る。

※ガソリン車等は、平成30年排出ガス基準からNOx 50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準からNOx 75%低減達成車に限る。

[令和元年10月1日施行]

<【第2条関係】入間市税条例附則第15条の2の3>

◆ 軽自動車税環境性能割における賦課徴収の特例規定の追加

- 軽自動車税環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収を行うこととし、税率区分については、国土交通大臣の認定等に基づき判断することを規定するものです。

また、自動車メーカー等の不正により環境性能割に不足税額が生じた場合は、加算金を含め不正を行った自動車メーカー等に納税義務を課すものです。

[令和元年10月1日施行]

<【第1条、2条、3条関係】入間市税条例附則第16条、第16条の2>

◆ 軽自動車税のグリーン化特例の見直し

- 令和元年10月から軽自動車税に新たに環境性能割が創設されることに伴い、現行の軽自動車税が令和2年度課税分から種別割に区分されるため、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車の重課税率の現行の規定を令和元年度分に限った措置とするものです。また、燃費性能等に応じて税率を軽減する規定に関し、過年度である平成29年度分の規定を削除するものです。

[公布の日施行]

- 軽自動車税種別割として課税することになる令和2年度分、令和3年度分についても、燃費性能等が優れた軽自動車（新車に限る）を取得した場合に、翌年度分の税率を燃費性能等に応じて税率を軽減する現行の特例を適用するものです。

また、現行の最初の新規検査から13年を経過した軽自動車に対する重課税率の適用を、令和2年度分以降も適用するものです。

[令和元年10月1日施行]

- 令和4年度、令和5年度課税分については、自家用乗用車のうち電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車に限り、燃費性能等に応じて税率を軽減する現行の特例を適用するものです。

[令和3年4月1日施行]

【軽自動車税種別割税率軽減の適用条件】

区分		平成30年度 ～令和3年度	令和4年度 令和5年度
乗用車	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車	概ね75%軽減	概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車含む)	2020年度燃費基準+30%達成車 概ね50%軽減	
		2020年度燃費基準+10%達成車 概ね25%軽減	
貨物車	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車		概ね75%軽減 軽減なし
	ガソリン車 (ハイブリッド車含む)	2015年度燃費基準+35%達成車 概ね50%軽減	
		2015年度燃費基準+15%達成車 概ね25%軽減	

※天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準から

NOx 10%低減達成車に限る。

※ガソリン車（ハイブリッド車含む）は、平成30年排出ガス基準からNOx 50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準からNOx 75%低減達成車に限る。

〔その他〕

<【第1条、4条、5条、6条関係】入間市税条例附則第6条、第7条の3の2、第8条、第11条から第13条、第13条の3、第15条、第16条、第17条の2、第22条、入間市税条例等の一部を改正する条例附則第1条、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、入間市都市計画税条例附則第2項から第7項、第9項、第10項、第14項>

◆ 元号改正に伴う条文の整備

<【第1条関係】入間市税条例附則第13条の2第3項>

◆ 地方税法施行令の改正に伴う引用条項の改正

<【第6条関係】入間市都市計画税条例附則第13項>

◆ 地方税法の改正に伴う引用条項の改正